

自営業の皆様は、基本、「月約 65,000 円の年金」で老後を迎えます。

始めてみませんか、「税負担を軽減しながらできる、ご自身の為の資産づくり」。

「税金控除」は、加入されたすべての方が受けられます！

加入できる方は、司法書士・補助者・ご家族です。税金控除は、加入されたすべての方が全額、社会保険料控除にできます。さらに年金受取時は公的年金等控除も受けられます。また、生計を一にする従事者やご家族の掛金も全額、司法書士本人の社会保険料控除にすることができます。

【司法書士年金基金では、こんなこともできます！】

- * 支払いが難しい時は、いつでも減額や支払いのお休みができます。
- * 税金控除を増やす方法として、「一括納付(数ヶ月分を一括で納付)」等があります。
- * 紹介キャンペーン実施中。加入は 20,000 円分、増口は 10,000 円分の商品券をご紹介者にもれなく差し上げます。詳しくは当基金までお問い合わせください。

全額控除にできるから、支払金額も実質軽減されます！

月 22,420 円(60 歳まで)の支払いを、社会保険料控除により実質約 15,600 円にすることができます。この実質約 15,600 円の支払いで、国民年金とは別に、毎月 40,000 円の年金が終身で受取れます。(全額、社会保険料控除により、所得税+住民税の合計で、年間約 81,840 円も軽減することができます。)

月 22,420 円の支払いで、32 歳～60 歳までの支払総額は 7,533,120 円。これに対して、65 歳～88 歳までの受取年金総額は 11,040,000 円。受取年金総額は支払総額より 3,506,880 円も増額します。

- * 課税所得額 500 万円の方で、所得税・復興特別所得税の合計税率を 20.42%、住民税を 10%で計算した場合です。
- * 「月 22,420 円」とは、男性(32 歳 0 月)の方が「1 口目 A 型+2 口目以降 A 型 2 口」で加入された場合の支払月額です。

「人生 100 年の備え」を、断然おトクな「司法書士年金基金」でご検討ください！

受取る年金は、ご存命中・障害時・死亡時の場合に備えて長期にわたって生活を支えるためのものですから、受取る年金額が変動しない商品を基本にすることが大切です。貯蓄も大事ですが、それだけでは万全とはいえません。商品の安全性や利回り、税制優遇のバランスに優れた、「司法書士年金基金」をお早めにご検討してみませんか。

◇ 個人型確定拠出年金(イデコ)等と司法書士年金基金との違い

- * 基本は、5 年以上 20 年以内の有期年金(一部、終身年金の取扱い有)。
- * 運用先を自分で選択するため運用成績に対する責任と負担が伴います。
- * 運用成績次第では受取金額が変動します。また、保険料の他に、事務手数料がかかります。
- * 小規模企業共済等掛金控除は本人分しか控除にできません。

◇ 金融機関の預貯金と司法書士年金基金との違い

- * 控除が無く、利息に対して課税される場合があります。
- * 預貯金を取り崩して老後資金に充てるため、終身で賄えなくなり、毎月の支出を減らすしか方法がありません。

司法書士国民年金基金第 14 回代議員選挙 当選人に関する公示(司法書士国民年金基金 第 54 号令和 3 年 12 月 27 日)

司法書士国民年金基金代議員当選人(任期:自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日)【令和 3 年 12 月 27 日当選確定】

有賀真理(釧路会・北海道 B) 佐藤敬朗(青森県会・東北 B) 千野隆二(東京会・関東 B) 土田康博(福井県会・中部 B)

澤井靖人(兵庫県会・近畿 B) 是國正樹(山口県会・中国 B) 池田誠治(愛媛県会・四国 B)

大村直樹(大分県会・九州 B) 野崎史生(愛知県会・日司連推薦) 熊田隆之(東京会・日司連推薦)

司法書士国民年金基金 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4 番 37 号 司法書士会館 4 階

TEL 03-3341-2561 / FAX 03-3341-4130 <http://www.shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp/>